

29原機(科保)077

平成29年10月27日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所  
所 長 湊 和生  
原子力防災管理者

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の施行に伴う運用について(報告)

標記については、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正(以下「改正通報規則」という。)及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の一部改正(以下「改正業務計画命令」という。)が平成29年10月30日より施行されますが、原子力事業者防災業務計画修正(以下「業務計画」という。)に係る協議中であるものの、法令遵守の観点から、下記のとおり運用を開始いたしますので御連絡申し上げます。

#### 記

1. 改正通報規則及び改正業務計画命令による原子力防災業務実施の運用開始時期  
平成29年10月30日(月) 午前0時から
2. 対象となる原子力事業所  
原子力科学研究所
3. 施行日から業務計画届出までの間の運用方法  
原子力災害対策指針に定める警戒事象及び改正通報規則に定める特定事象を踏まえたEAL、改正業務計画命令第2条第2項に係る事項について、添付資料のとおり修正協議中の業務計画に記載している対応を実施する。
4. 業務計画修正に係る対応状況
  - (1) 関係自治体等との修正協議状況  
茨城県知事及び東海村長と平成29年10月27日より、修正協議を開始し、協議中である。
  - (2) 修正届出対応  
関係自治体等との修正協議が完了し、修正届出に係る手続きが完了次第、速やかに届出書を提出する。

#### <添付資料>

原子力科学研究所における原子力事業者防災業務計画修正の届出までの運用について

以上

原子力科学研究所における原子力事業者防災業務計画の修正の届出までの運用について

目 次

1. 緊急時活動レベル（EAL）

1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象	1
2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準	3
3) 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準	10
4) 通報・連絡様式	17

2. 施設等の設置場所

1) 緊急時対策所	29
2) 原子力事業所災害対策支援拠点	29
3) 原子力施設事態即応センター	29

1. 緊急時活動レベル (EAL)

1) 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

(1/2)

EAL 区分	EAL 番号	施設 区分	EAL 事象	説 明
その他 脅威	AL52	共通	<p>&lt;所内外通信連絡機能の一部喪失&gt; 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	<p>制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への以下の通信手段のいずれかが1つの手段を残して使用不能となった場合。 ・所内の通信手段：内線電話、外線電話、携帯電話 ・所内外の通信手段：一般回線、災害時優先回線、携帯電話、衛星携帯電話、TV会議システム</p>
	—		<p>①&lt;地震発生(震度6弱以上)&gt; 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p>	<p>①茨城県東海村において震度6弱以上の地震が発生した場合をいう。</p>
	—		<p>②&lt;大津波警報発表時&gt; 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合</p>	<p>②茨城県沿岸に大津波警報が発表された場合をいう。</p>
	—		<p>③&lt;オンサイト統括が警戒を必要と認める重要な故障等発生&gt; オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>④&lt;原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合&gt; その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>	<p>③同左</p> <p>④同左</p> <p>上記①から④の事象は、原子力事業者からの連絡は不要とする。</p>

EAL 区分	EAL 番号	施設 区分	EAL 事象	説 明
冷 や す	AL21	JRR-3	<p>&lt;原子炉冷却材の漏えい&gt; 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えい が起り、定められた措置を実施できな いこと。</p>	<p>原子炉の運転中に、1次冷却材の漏えいが 起り、原子炉プール水位の低下が生じ、 当該プール水位が安全保護回路の作動条 件（通常水位-50cm以下）の信号が2系統 発報した場合。</p> <p>「原子炉運転中」とは、「保安規定に定め る「運転開始命令」が出された後から、 保安規定に定める「運転停止後の措置」 が確認されるまでの間」をいう。</p> <p>「原子炉の運転」には、高設定及び低設 定の両方を示す。</p>
	AL29		<p>&lt;停止中の原子炉冷却機能の一部喪失&gt; 原子炉の停止中に原子炉冷却材の漏えい が起り、プール水位が一定の水位まで 低下した場合。</p>	<p>原子炉停止中において、炉心に燃料要素 が装荷された状態で、1次冷却材の漏えい が起り、原子炉プール水位の低下が生 じ、当該プール水位が通常水位-50cm以下 になった場合。</p>
	AL30		<p>&lt;使用済燃料貯槽の冷却機能喪失のおそ れ&gt; 使用済燃料プールの水位が一定の水位ま で低下すること。</p>	<p>使用済燃料プールの水位が通常水位 -50cm以下まで低下した場合。ただし、点 検等により水位を-50cm以下にする場合 を除く。</p>
閉 じ 込 め る	AL42		<p>&lt;単一障壁の喪失又は喪失の可能性&gt; 燃料被覆障壁もしくは原子炉冷却系障壁 が喪失するおそれがあること、又は、燃 料被覆障壁もしくは原子炉冷却系障壁が 喪失すること。</p>	<p>原子炉運転中に、安全保護回路の燃料事 故モニタ高(B.Gの10倍)の信号が2系統 発報した場合。</p>

2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準

(1/7)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号  指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL ①	共通	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について5<math>\mu</math>Sv/h以上のとき。</li> <li>・原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5<math>\mu</math>Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1<math>\mu</math>Sv/h以上であるときは、中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が5<math>\mu</math>Sv/h以上のとき。 (中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間行う。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備 MP-11、MP-16、MP-17、MP-18、MP-19</li> <li>ただし、次の場合を除く。</li> <li>・排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合(5<math>\mu</math>Sv/h以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</li> <li>・当該数値が落雷の時に検出された場合</li> </ul>

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE02	政令 第4条 第4項 第2号  指針 施設敷 地緊急 事態を 判断す る EAL ②  規則 第7条 第1号 チ	共通	<p>&lt;通常放出経路での気体放射性物質の放出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の排気筒その他これらに類する場所において、通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報設定レベルを超える放出があったとき。</li> <li>濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10分間以上継続）</li> <li>放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測設備 排気ガスモニタ 排気ダストモニタ</li> <li>通報設定レベルは別途定める。</li> </ul>
	SE03	政令 第4条 第4項 第2号		<p>&lt;通常放出経路での液体放射性物質の放出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の排水口その他これらに類する場所において通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があったとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の排水設備において、排水の都度、測定された放射性物質の濃度</li> <li>通報レベルは別途定める。</li> </ul>

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令 第4条 第4項 第3号	共通	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の放出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の内部に設定された管理区域外の場所において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</li> </ul> <p>50 <math>\mu</math> Sv/h以上の放射線量(10分以上継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ</li> <li>測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</li> </ul>
	SE05	政令 第4条 第4項 第3号		<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</li> </ul> <p>当該場所におけるその放射能水準が 5 <math>\mu</math> Sv/h の放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測器等 可搬型ガス測定装置</li> <li>測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</li> </ul>
	SE06	政令 第6条 第4項 第3号		<p>&lt;施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質を取扱う施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理等が損なわれる状態</li> <li>臨界状態の発生の蓋然性が高い状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連鎖反応が継続しているとは中性子線エリアモニタ又は中性子線測定用サーベイメータにて中性子線が確認されている状態をいう。</li> </ul>

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
その他脅威	SE52	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)	共通	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への以下の通信手段のいずれかが全て喪失した場合。</li> <li>・所内の通信手段：内線電話、外線電話、携帯電話</li> <li>・所内外の通信手段：一般回線、災害時優先回線、携帯電話、衛星携帯電話、TV会議システム</li> </ul>
	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生&gt;</li> <li>・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、テロ等）が発生し、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生した場合。</li> <li>・原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</li> </ul>
事業所外運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;事業所外運搬での放射線量の上昇&gt;</li> <li>・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が事業所外運搬に係る通報の省令第2条で定めるところにより検出されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ</li> <li>・測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</li> </ul>
	XSE62	事業外運搬通報基準等省令第3条		<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;事業所外運搬での放射性物質漏えい&gt;</li> <li>・容器の特性ごとに通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計測器等 表面汚染検査計</li> </ul>



EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
止める	—	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(1)	JRR-4	<原子炉停止の失敗または停止確認不能> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。	廃止措置中
	—	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(1)	NSRR	<原子炉停止の失敗または停止確認不能> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。	原子炉運転中において、制御棒の挿入が確認できない場合。
	—	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(1)	JRR-3	<原子炉停止の失敗または停止確認不能> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入及び重水ダンプ弁の開操作が確認できない場合。
冷やす	SE21	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)		<原子炉冷却材漏えいに伴う工学的安全施設の機能喪失の可能性> 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、定められた措置の実施ができないこと。	原子炉の運転中に、1次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が通常水位-50cmを超えても継続し、当該プール水位について工学的安全施設の作動条件(通常水位-300cm)に達するおそれがある場合。
	SE29	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)		<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に原子炉プール水位が過度に低下したこと。	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1次冷却材の漏えいにより原子炉プール水位の低下が発生し、当該プールの水位低下が通常水位-50cmを超えても継続し、-300cmに達する恐れがある場合。

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
冷やす	SE30	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)	JRR-3	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料プールの水位を維持できないこと又は当該プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵施設の水位を測定できないこと。	使用済燃料プールの水位が通常水位-50cm を超えても水位低下が継続し、-300cm に達するおそれがある場合において、直接的又は間接的な手段によって当該プールの水位が測定できない場合。
	—	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(2)	JRR-4	<原子炉冷却機能の喪失> 原子炉を冷却する全ての機能が喪失したこと。	廃止措置中
	—	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(2)	NSRR	<原子炉冷却機能の喪失> 原子炉を冷却する全ての機能が喪失したこと。	原子炉運転中において、原子炉プール水が漏えいし、炉心が露出した場合。
	—	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(2)	JRR-3	<原子炉冷却機能の喪失> 原子炉を冷却する全ての機能が喪失したこと。	原子炉プールの冠水維持機能が喪失した場合。 「冠水維持機能の喪失」とは、サイフォンブレイク弁が作動しなかった場合。
閉じ込める	SE42	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(4)	<2 つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失すること、又は燃料被覆の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失した可能性があること。	原子炉運転中に、燃料事故モニタ高の工学的安全施設の作動条件(燃料事故モニタ高高(B.G の 50 倍))の信号が 2 系統発報した場合。	
その他脅威	—	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(3)	JRR-4	<原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室が使用できなくなること。	廃止措置中

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
その他脅威	—	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(3)	NSRR	<原子炉制御室の一部の機能喪失・ 警報喪失> 原子炉制御室が使用できなくなるこ と。	原子炉制御室に火災等の事象が発 生し、計測制御系統が正常に作動 しない場合。
	—	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ホ-(3)	JRR-3	<原子炉制御室の一部の機能喪失・ 警報喪失> 原子炉制御室が使用できなくなるこ と。	原子炉制御室に火災等の事象が発 生し、計測制御系統が正常に作動 しない場合。 「原子炉制御室」とは、中央制御 室のことをいう。

3) 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準

(1/7)

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号  指針 全面緊急事態を判断する EAL①	共通	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1地点で5<math>\mu</math>Sv/h以上の<math>\gamma</math>線が検出され10分間以上継続又は2地点以上で5<math>\mu</math>Sv/h以上の<math>\gamma</math>線が検出されたとき。</li> <li>原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5<math>\mu</math>Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1<math>\mu</math>Sv/h以上であるときは、中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が5<math>\mu</math>Sv/h以上のとき。</li> </ul> <p>(中性子線の測定は、中性子線(自然放射線によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間行う。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備 MP-11、MP-16、MP-17、MP-18、MP-19</li> </ul> <p>ただし、次の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合(5<math>\mu</math>Sv/h以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</li> <li>当該数値が落雷の時に検出された場合</li> </ul>

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE02	政令第6条 第4項 第1号  指針 全面緊急事態 を判断 する EAL②  規則 第14 条第1 号チ	共通	<p>&lt;通常放出経路での気体放射性物質の放出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の排気筒その他これらに類する場所において通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた緊急事態設定レベルを超える放出があったとき。</li> <li>・濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10分以上継続）</li> <li>・放射能の測定により管理すべき放射性物質にあつては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に相当する値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計測設備 排気ガスモニタ 排気ダストモニタ</li> <li>・通報レベルは別途定める。</li> </ul>

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE03	政令 第6条 第4項 第1号	共通	<p>&lt;通常放出経路での液体放射性物質の放出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の排水口その他これらに類する場所において通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中濃度限度の50倍に相当する放出があったとき。(10分間以上継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の排水設備において、排水の都度、測定された放射性物質の濃度</li> <li>通報レベルは別途定める。</li> </ul>
	GE04	政令 第6条 第3項 第2号  政令 第6条 第4項 第2号		<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の放出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。 5mSv/h以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ</li> <li>測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</li> </ul>

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令 第6条 第3項 第2号  政令 第6条 第4項 第2号	共通	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の内部に設定された管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これに類する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</li> </ul> <p>当該場所におけるその放射能水準が 500<math>\mu</math>Sv/h の放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測器等可搬型ダスト測定装置</li> <li>測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</li> </ul>
	GE06	政令 第6条 第4項 第3号		<p>&lt;施設内臨界事故のおそれ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連鎖反応が継続しているとは中性子線エリアモニタ又は中性子線測定用サーベイメータにて中性子線が継続して確認されている状態をいう。</li> </ul>

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
その他脅威	GE55	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)	共通	<p>&lt;住民の避難を開始する必要がある事象発生&gt;</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設以外に起因する事象（地震、竜巻、テロ等）が発生し、プラントの安全を維持する機能に著しい不具合を引き起こすような事象が発生した場合。</li> <li>原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</li> </ul>
	XGE61	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号		<p>&lt;事業所外運搬での放射線量の上昇&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 10mSv/h 以上の放射線量が事業所外運搬に係る通報の省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測器等 ガンマ線測定用サーベイメータ</li> <li>測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</li> </ul>
事業所外運搬	XGE62	事業外 運搬通 報基準 等省令 第 4 条		<p>&lt;事業所外運搬での放射性物質漏えい&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>容器の特性ごとに通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 4 条で定める放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測器等 可搬型ダスト測定装置</li> </ul>



EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
冷 や す	GE21	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)	JRR-3	<原子炉運転中の原子炉冷却材漏えいに伴う工学的安全施設の機能喪失> 原子炉運転中に原子炉の工学的安全施設の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、工学的施設の機能が働かず漏えいが継続すること。	原子炉の運転中に、1 次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が工学的安全施設の作動条件（通常水位-300cm）より低下し、かつ、サイフォンブレイク弁の機能が働かず、水位低下が継続している場合。
	GE28	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)		<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉建家内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。	原子炉運転中において、燃料事故モニタの指示値上昇の確認後において、原子炉建家のガンマ線エリアモニタ、スタックガスモニタのいずれかで高線量を継続して検知した場合。
	GE29	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)		<原子炉停止中の原子炉冷却材漏えいに伴う工学的安全施設の機能喪失> 原子炉の停止中に原子炉の工学的安全施設の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、工学的施設の機能が働かず漏えいが継続すること。	原子炉停止中において、炉心に燃料要素が装荷された状態で、1 次冷却材の漏えいが起こり、原子炉プール水位の低下が生じ、当該プール水位が通常水位-300cm より低下し、かつ、サイフォンブレイク弁の機能が働かず、水位低下が継続している場合。
	GE30	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)		<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	使用済燃料プールの水位が通常水位-300cm に達した場合又は達したおそれがある場合において、直接的又は間接的な手段によって当該プールの水位が測定できない場合において、軽水貯留タンクからの給水等の手段によっても水位を回復できない場合。

EAL 区分	EAL 番号	政令又 は規則	施設 区分	EAL 事象	説明
閉 じ 込 め る	GE42	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(2)	JRR-3	<2 つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、炉室内の負圧が喪失すること。	原子炉運転中において、燃料が損傷している状態で1次冷却系設備からの漏水を確認し、給水ができない場合であって、換気設備の異常により炉室内の負圧が維持できない場合。 「燃料が損傷している状態」とは、燃料事故モニタ高(B.Gの10倍)が2系統で発報したことをいう。
冷 や す ・ 止 め る	—	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(1)	JRR-4	<停止機能及び冷却機能の喪失> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	廃止措置中
	—	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(1)	NSRR	<停止機能及び冷却機能の喪失> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	原子炉運転中において、制御棒の挿入が確認できない場合であって、かつ、原子炉プール水が漏えいし、炉心が露出した場合
	—	規則 第 14 条 第 1 項 第 1 号 表中 ホ-(1)	JRR-3	<停止機能及び冷却機能の喪失> 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失し、かつ、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入及び重水ダンプ弁の開操作が確認できない場合。かつ、原子炉プールの冠水維持機能が喪失した場合。 「冠水維持機能の喪失」とは、サイフォンブレイク弁が作動しなかった場合。

4) 通報・連絡様式

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

様式 1

年 月 日	
<p>内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">理事長 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="text-align: center;">(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )</p> <p>別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力 災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指 定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
  - 2 協議が調っていない場合は、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

様式 2

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

理事長

印

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)  
(担当者 所属 電話 )

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		
原子力災害合同協議会における情報の交換等		
広 報		
放射線量の測定その他の状況の把握		
原子力災害の発生又は拡大の防止		
施設設備の整備・点検、応急の復旧		
放射性物質による汚染の除去		
医療に関する措置		
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		
原子力事業所内の警備等		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書 様式3

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

理事長

印

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)  
(担当者 所属 電話 )

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあつては、必要に応じて欄を追加するものとする。  
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 放射線測定設備現況届出書

様式 4

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

理事長

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1項ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

様式 5

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

理事長

印

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	台	
	その他の固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定機器		台
その他	エリアモニタリング設備	台	
	モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

様式 6

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

( 法人にあってはその名称  
及び代表者の氏名  
( 担当者 所属 電話 ) )

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。



警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

通報者名

連絡先

警戒事態該当事象の発生について、 原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	
警戒事態該当事象の 発生箇所	
警戒事態該当事象の 発生時刻	(24 時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、 検出された放射性物質の状況 又は主な施設・設備の状況
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

## 警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象 発生後の経過連絡
----------------------

通報者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	
警戒事態該当事象の 発生箇所（注1）	
警戒事態該当事象の 発生時刻（注1）	（24時間表示）
警戒事態該当事象の 種類（注1）	
発生事象と対応の概 要（注2）	（対応日時、対応の概要）
その他の事項の対応 （注3）	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（注1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報

様式 8 - 1  
(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生  
 第 15 条事象発生

通報者名 \_\_\_\_\_

- 電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項各号に掲げる場合に該当

連絡先 \_\_\_\_\_

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

特定事象発生通報

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生  
 第 15 条事象発生

通報者名

- 電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項各号に掲げる場合に該当

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		(24 時間表示)
発生 した 特定 事象 の 概 要	特定事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	
その他特定事象の把握 に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

応急措置の概要

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

通報者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の 概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 現地対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

通報者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 現地対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

## 2. 施設等の設置場所

### 1) 緊急時対策所

- ・原子力科学研究所内

### 2) 原子力事業所災害対策支援拠点

- ・原子力機構核燃料サイクル工学研究所
- ・原子力機構大洗研究開発センター

### 3) 原子力施設事態即応センター

- ・原子力機構本部内